

第 99 号議案

豊後大野市税特別措置条例の一部改正について

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成 17 年豊後大野市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「第 24 条」を「第 25 条」に改める。

第 3 条第 1 項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。